注１：検査対象種苗業者の住所欄には、都道府県名のみを記入する。
注２：純潔種子率欄、発芽率欄及び含水量欄には、検査値が種苗法第61条に基づき定められた基準値を満たしている場合にあっては「適」を、基準値を満たしていない場合にあっては「否」を記入する。
注３：種子伝染性病害欄には、検査した病害名及びその罹病率を記入する。
注４：遺伝子組換え種子の混入の有無欄には、検査した遺伝子組換え種子の品種の名称及びその混入の有無を記入する。
注５：備考欄には、種苗業者に対して改善報告を求めた内容その他特記すべき事項を記入する。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　種苗法第二十一条第二項の農業を営む者で政令で定めるものが、この省令の施行前に、この省令による改正後の種苗法施行規則別表第三に掲げる植物に属する登録品種等（同法第二十一条第二項に規定する登録品種等をいう。）の種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いた場合には、その更に用いた種苗、これを用いて得た収穫物及びその収穫物に係る加工品に係る育成者権の効力については、なお従前の例による。

○経済産業省令第十四号

高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第三百四十号）の施行に伴い、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、容器保安規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十二日

経済産業大臣　世耕　弘成

容器保安規則等の一部を改正する省令

（容器保安規則の一部改正）

第一条　容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の表上欄中「液化フルオロオレフィン百三十四ａ」を「液化フルオロカーボン百三十四ａ」に改める。

（液化石油ガス保安規則の一部改正）

第二条　液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十二条」を「第九十二条の七」に改める。

第二条第一項第一号中「のイからチまで」を削り、同項第十五号中「のイからヘまで」及び「当該イからヘまで」を削る。

第十六条第一項第一号中「の規定により」を「に規定する」に、「経済産業大臣の認める」を「経済産業大臣が認める」に改め、同項第六号中「製造施設において行う工事であつて、次の各号に掲げる設備の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号で定める技術上の基準及び同条第二号で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事」を「製造施設において行う工事（特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上のものを除く。）の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）に限る。）」に改め、同号イ及びロを削り、同号の次に次の二号を加える。

七　認定完成検査実施者であつて、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第十条ただし書に規定する検査能力の維持向上に係る高度な方法を用い、かつ、当該方法を用いるために必要な経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制を有すると経済産業大臣が認める者（以下「特定認定事業者」という。）が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事であつて、次に掲げる設備の取替えの工事

イ　特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上のものを除く。）の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力の変更がないものであつて、かつ、同等以上の性能を有するものに限る。）の工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限り、前号に該当するものを除く。）

ロ　特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上のものを除く。）の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事（前号に該当するものを除く。）

八　認定完成検査実施者、認定保安検査実施者その他高圧ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施していると経済産業大臣が認める者（以下「自主保安高度化事業者」という。）が行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事

イ　高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（第六条第一項第十九号に規定する製造することが適切であると経済産業大臣が認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの変更に限る。）の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの（第一号に該当するものを除く。）

ロ　高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（配管からバルブ若しくはフランジ継手への変更又はバルブ若しくはフランジ継手から配管への変更に限る。）の工事であつて、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの（イ及び第一号に該当するものを除く。）

ハ　ガス設備（特定設備を除く。）の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事（ロ、第一号及び第二号に該当するものを除く。）

第七十七条第二項中「の規定により」を「に規定する」に、「告示で」を「経済産業大臣が」に、「受けた」を「受け又は自ら行つた」に、「完成検査」を「完成検査若しくは完成検査を行つた日」を「完成検査。以下同じ。）の日」に改め、同条第四項を第六項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、「第一種製造者」の下に「（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者を除く。）」を加え、「第三十二条第二項の規定により製造施設完成検査証の交付を受けた日又は前回の保安検査について次項の規定により保安検査証の交付を受けた日から十一月」を「前回の保安検査の日（前項の規定により第二項の保安検査を受け又は行つたものとみなされた日を含む。以下同じ。）から一年」に改め、同項を第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を受けようとする認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者は、前回の保安検査の日から一年二月を超えない日（第二項の経済産業大臣が定める施設（休止施設を除く。）にあつては、第二項の経済産業大臣が定める期間が終了する日から二月を超えない日、休止施設にあつては、当該施設を再び使用しようとする日の三十日前）までに、様式第三十七の保安検査申請書を、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第三十五条第一項本文の規定により、前項の保安検査を、前回の保安検査の日から一年を経過した日（前項の経済産業大臣が定める施設にあつては、前項の経済産業大臣が定める期間を経過した日。以下この項において「基準日」という。）の前後一月以内（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後三月以内）に受け又は自ら保安検査を行つた場合にあつては、基準日において当該検査を受け又は行つたものとみなす。